ひとり親家庭医療費助成

18歳までの子どもがいるひとり親家庭や、両親のいない子どもとその養育者の医療費のうち、保険診療の自己負担分を申請があった月の翌月から助成します。

【対象】
所得税が非課税の世帯（平成22年度税制改正の扶養控除等廃止前の計算による旧税額で判定）

【申請方法】次のものを持参し、申請してください。
①子どもとひとり親（養育者）の健康保険証
②認印
③所得・課税証明（住民票が令和2年1月1日現在香美市にない場合）

【受給中の方】
受給者資格は毎年6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は更新が必要ですので、6月中に①～③を持参し、更新の手続きを行ってください。

【問い合わせ・申請先】
市民保険課保険班
☎53・3115
香北支所☎59・2311
物部支所☎58・3111

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種については、これまでに成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことのない65歳以上の方を対象に、接種費用の一部を公費で負担する制度です。

対象は、その年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する方です。

※令和2年度の対象者には、すでに個別のご案内をしています。

また、次に該当する方で、今までにこのワクチン接種を受けていない方は、定期接種を受けることができます。

詳しくは、お問い合わせください。

◆60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害のある方

【問い合わせ先】
健康介護支援課親子すこやか班 ☎52・9281

高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金

県では、南海トラフ地震対策として、従業員の命を守るとともに地震発生後の早期復旧につなげるため、県内中小企業者（製造業）が行う耐震診断や耐震設計などに要する費用を一部助成する補助制度を設けていますので、ご活用ください。

【対象者】県内で製造業を営む中小企業者であって、BCPを策定していること

【対象事業／補助率／補助限度額】①耐震診断／3分の2以内／133・3万円
②耐震設計（建替設計を含む）／3分の2以内／200万円

【対象建築物】事務所・工場等で昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること

【補助要件】耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること等

【問い合わせ先】
県商工労働部商工政策課
☎088・823・9692

香美市産材で木材住宅を建ててみませんか

平成２７年度にスタートした香美市木材住宅支援事業(通称：香美ingWOOD)が昨年度末に第１期目を終了し、５年間で１００件の利用申請をいただきました。引き続き４月から第２期を５年間の予定でスタートしました。
香美ingWOODの主な要件は次のとおりです。
①香美市内に居住用の住宅を新築(または増改築)すること
②建築の際に香美市産材を使用すること
③県の補助金『こうちの木の住まいづくり助成事業』(最高額１００万円)の対象であること

市内のストックヤードで原木を購入し、市内の製材所で加工、市内の工務店や大工さんに依頼して市内に居宅を建てる場合は、最高200万円の支援を受けることができます。製材所や工務店が市外の事業者でも利用は可能です。
一度ご相談ください。

【対象】
市内に市産材を利用して建築する新築住宅（または増改築）

【申請期限】
毎年３月１０日(予算上限に達したら終了)

【問い合わせ先】農林課林政班 ☎52−9283

メス猫不妊手術推進補助

猫の不必要な繁殖や、飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫を無くすとともに、猫によるトラブルを無くし市民の良好な生活環境の保持を目的として、メス猫の不妊手術費用に対し、補助を行います。

市内に生息している猫で、県のメス猫不妊手術推進事業補助金を受け、不妊手術をしたメス猫を対象に、飼い猫1匹につき上限3000円、飼い主のいない猫1匹につき上限5000円を予算の範囲内において交付します。

詳しくはホームページをご覧いただくか、環境上下水道課までお問合せください。

【問い合わせ先】
環境上下水道課環境班
☎53・1063

その他

土佐山田町区域一斉清掃は中止します

例年6月の第1日曜日に開催している土佐山田町区域一斉清掃は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止いたします。

【問い合わせ先】
環境上下水道課環境班
☎53・1063

人権に関する相談は人権擁護委員へ

6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、家庭および近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談を無料・秘密厳守でお受けしています。

相談日は、毎月の広報香美にある市民カレンダーを参照してください。

【香美市の人権擁護委員】
◆土佐山田町担当
田島基宏・中山摩寿子
中澤牧生・村田珠美
福島勇二
◆香北町担当
橋本薫・半田光子
◆物部町担当
岩越美代・山中俊明

【問い合わせ先】
高知地方法務局人権擁護課
☎088・822・3503

大栃診療所の管理者（医師）が代わりました

3月から市立大栃診療所の管理者（医師）が変更になりました。新しい管理者（医師）は森岡貴勢医師です。

【診療科目】
内科・外科・整形外科・形成外科・小児科・脳神経外科

【問い合わせ先】
大栃診療所 ☎58・2410

野焼きは法律で禁止されています

野焼きとは、家の庭や田畑、河川敷などでごみやものを燃やすことです。野焼きにより、「悪臭がする」「煙で窓が開けられない」「洗濯物がよごれた」などの苦情が寄せられています。

野焼きは、例外を除き法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁止されており、違反した場合には（未遂でも）、個人は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、またはその両方に処せられることがあり、法人は3億円以下の罰金刑を科せられることがあります。

野焼きは、低温で燃焼するため不完全燃焼を起こし、黒煙や悪臭が発生しやすくなります。また、猛毒のダイオキシン類も発生しやすいという問題があります。

野焼きは絶対にしないでください。

【例外となる焼却】
◆国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
◆震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
◆風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
◆農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
◆たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※例外となっている場合であっても、周囲から煙、においの苦情が出た場合は、速やかに焼却の中止をお願いします。

【問い合わせ先】
環境上下水道課環境班
☎53・1063
香北支所地域振興班
☎52・9286
物部支所地域振興班
☎52・9289

市税等の猶予制度

市税等を一時に納めることができないときには、徴収猶予や換価の猶予が認められる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により市税等を納めることが困難な方はご相談ください。

※猶予制度は、納めるべき市税等を減免するものではありません。
※市税等の種類や猶予の種類に応じて担当部署が異なるため、収納班以外の職員が同席する場合があります。

【問い合わせ先】
税務収納課 収納班
☎53・1095